

日本医療バランスト・スコアカード研究学会 研究助成規程

(目的)

第1条 本規程は日本医療バランスト・スコアカード研究学会（「以下 HBSC 学会」という）が行う研究助成に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この研究助成を「HBSC 研究助成」と称する。

(研究助成金)

第3条 前条の研究助成金は HBSC 学会の事業計画および予算から拠出する。

(対象者)

第4条 HBSC 研究助成の対象者（研究代表者）は、学会の個人正会員とする。

(研究助成の金額)

第5条 HBSC 研究助成の金額は理事会においてこれを定める。

(研究助成期間)

第6条 研究助成の期間は、原則として1年間とする。ただし、継続申請を妨げない。

(研究助成件数)

第7条 研究助成の数は、原則として1年度に1件とする。

(研究助成の手続き)

第8条 HBSC 研究助成の申請は、研究委員会が定める期日までに、研究助成申請書により研究委員会に提出する。ただし、研究代表者は学会の個人正会員とし、共同研究者は個人正会員または賛助会員の組織の職員でなければならない。

2 研究委員会は、申請書に基づき採択の審査を行い、審査結果を理事会に答申する。

3 理事会は、研究委員会からの答申に基づき、採択の可否を決定する。

(研究助成金返還の強制)

第9条 HBSC 研究助成を受けた者が、研究不正行為または研究費不正使用行為を行った場合、あるいは第10条に相当する報告義務を怠った場合は、当該研究助成金を全額返還しなければならない。

(研究報告)

第10条 HBSC 研究助成を受けた者は、その翌年度末までに研究結果を以下の通り報告しなければならない。

(1) 本学会の学術総会での発表

(2) 本学会の学会誌への論文投稿および原稿受理

(3) 会計報告

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. この規程は、2014年4月1日から施行する。